

変更・加算・休止・再開・廃止における必要な添付書類一覧（介護医療院）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります。

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類
●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

変更があった事項 提出書類	法人に関する変更		事業所に関する変更 ※は運営規程の変更を伴う場合許可申請（様式第10）										加算										休止	再開	廃止												
	開股者の名称・所在地・代表者	開股者の電話番号・FAX番号	施設の名前	施設の電話番号・FAX番号	施設の所在地	敷地の面積、平面図、建物の構造設備の要領	各産の用途並びに施設及び構造設備の要領	管理者の承認	管理者に関する変更	併設する施設がある場合は、当該併設する施設・療養室の増加	入所定員・療養室の増加	協力医療機関の変更	利用料	介護支援専門員の変更※2	従業員の変更	施設等の区分・ユニットケア体制	若年性認知症入所者受入加算	療養食加算	療養環境基準（廊下・療養室）	重度認知症疾患療養体制加算	認知症専門ケア加算	栄養マネジメント体制	夜間勤務条件基準	移行定着支援加算	身体拘束廃止取組の有無	・リハビリテーション提供体制	サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	サービス提供体制強化加算Ⅲ	介護職員処遇改善加算	休業	再開	廃止				
変更届出書（様式第4）	○	○	○	○	○注			○注1	○			○注2	○注2																								
開設許可事項変更許可申請書（様式第9）※1						○							○注2																								
管理者承認申請書（様式第9）※1								○注1																													
管理者承認書の写し									○																												
法人の登記事項証明書の写し	○																																				
事業所一覧		○注3																																			
運営規程の新旧対照表（参考様式10）	△				○	○			△注4	○			△注4	○注2	△	△	△	△	△	△	△	△	△			△	△	△	△					△			
運営規程	△				○	○			△注4	○			△注4	○注2	△	△	△	△	△	△	△	△	△			△	△	△	△					○			
「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」（参考様式1）【変更日から4週間分】 ※他の事業所に兼務の場合は、「兼務先及び兼務する職種の内容」の欄に「兼務先、職務の内容、週時間」を記載									○注4注5	○			○注4注5	○注2	○				●	●	●	●													○		
経歴書（参考様式2）								○																													
辞令、雇用契約書、労働条件通知書又は給与台帳の写し等の雇用関係がわかるもの								○					○注5																								
資格証明書（写）（婚姻等により姓が異なる場合は、戸籍抄本等の確認ができる書類を添付）								○		○			○注2	○					●	●	●					●											
介護支援専門員入力項目確認表													○																								
本人承認書（任意様式）、管理者選任に係る理事会又は総会の議事録（写）								○																													
協定書・連携契約書（診療項目が分かるものも添付）												○																									
利用料の積算が分かるもの（任意様式）												○																									
入所（入院）人数確認表																																					
・事業所の平面図（専用区画変更の場合は変更前も添付） ・主たる場所の写真 ・事業所の附属別施設（参考様式4）					○	○			○	○																											
介護給付費算定に係る届出書（別紙2）															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
介護給付費算定に係る一覧表（別紙1） ※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
介護医療院の基本施設サービス費に係る届出（別添25）															○																						
栄養マネジメントに関する届出書（別紙13）																					●																
サービス提供体制強化加算（別紙15-7）																										●	●	●									
サービス提供体制強化加算Ⅰ（別添10）																										●											
サービス提供体制強化加算Ⅱ（別添11）																																					
サービス提供体制強化加算Ⅲ（別添12）																																					
実務経験証明書（参考様式15）																																					
認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙18）																					●																
重度認知症疾患療養体制加算に係る届出書（別紙20）																																					
診療報酬算定のための届出書の写し等																																					
休止届出書（様式第6）																																					
・事業再開に向けての取組状況を記載した書類（任意様式） ・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・職員の高齢広告等																																					
再開届出書（様式第5）																																					
廃止届出書（様式第6）																																					
・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・許可（更新）通知書の原本																																					
介護職員処遇改善（加算）実績報告書の提出に関する誓約書（別紙様式6）																																					

※1 「開設許可事項変更許可申請書（様式第810）」及び「管理者承認申請書（様式第914）」は許可申請のため、事前に提出が必要です。また、提出部数も2部となりますのでご注意ください。

※2 介護支援専門員の員数が変更になる場合、事前の許可になりますので、「開設許可事項変更許可申請書（様式第10）」の提出が必要です。介護支援専門員の員数の変更を伴わない場合は、変更後10日以内に「変更届出書（様式第4）」を提出してください。

注1 管理者を変更する場合は、住所、氏名（婚姻等による）及び業務関係の変更の場合を除き、あらかじめ承認を受けた後、変更届を提出してください。

注2 人員変更は特例措置があります。詳しくは、介護保険指定・指導グループHP又は事業者講習会資料を参照してください。

注3 同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付し、高齢福祉課及び2福祉相談センターのうち、関係する全機関に届出てください。

注4 業務関係の変更も届出が必要です。業務関係に変更があった場合は、運営規程も変更してください。

注5 住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。

注6 休止届は、やむをえず人員基準等を満たなくなりましたが、法人として事業継続の意思がある場合に行なう届出（最長6か月）であり、状況によっては、休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。

注7 介護職員処遇改善加算を算定している場合に提出してください。

注8 療養環境基準のうち、療養室に係る届出を行う場合に提出してください。

注9 介護保険指定・指導グループのHP、「変更及び加算の届出について」の該当箇所をご覧ください。

注10 市郡を越える移転の場合は図面相談の上、変更日の前々月末日までに変更届を提出してください。なお場合によって追加資料を求められることがあります。

※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください